

# 入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和7年 8月29日

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 松村 孝典

## 1 競争に付する事項

入札物件番号 第1号

- (1) 業務の名称： 建物（別荘）価格鑑定評価業務
- (2) 評価対象資産： 天城高原ふれあいの郷内の建物 19棟
- (3) 業務期間： 契約締結日の翌日から令和7年12月19日
- (4) 業務内容・仕様： 「鑑定評価業務仕様書」（別添のとおり）による。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかの資格を有する者であること
  - ア 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格「全省庁統一資格」、「役務の提供等」において、「A」「B」「C」または「D」の等級に登録され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有することが確認できる者であること。
  - イ 関東森林管理局における令和7・8年度一般競争参加資格の「測量・建設コンサルタント等」の「その他（不動産鑑定）」に「A」「B」または「C」の等級に登録されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）
- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年7月16日法律第152号）第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であって、3(2)の提出期限日から過去3年以内に同法第41条に基づく監督処分を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)ーイの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、契約担当官等から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的な関係がないこと。
- (8) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に掲げるところに従い、上記2の(3)、(4)に掲げる競争参加資格を有することを証明した書類の写しを提出し、支出負担行為担当官から一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (2) 書類の提出期間・場所

①提出期間： 令和7年8月29日（金）～令和7年9月16日（火）まで（ただし、電子調達システムの場合、メンテナンス期間を除く。紙入札方式の場合、行政機関休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く）の9時00分から16時00分まで

#### ②提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

場 所： 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

関東森林管理局 計画保全部 保全課 企画係

電話027-210-1178

メールアドレス [kanto\\_hozen@maff.go.jp](mailto:kanto_hozen@maff.go.jp)

提出方法：持参又は郵送・託送（書留等配達記録の残るものに限る。）すること。

- (3) 上記(2)の①に規定する期限までに必要な書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。なお、競争参加資格の有無については、令和7年9月17日(水)までに通知する。

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札の方法

本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札により難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 契約条項を示す場所、入札説明資料の交付及び期間

①交付期間： 令和7年8月29日(金)～令和7年9月17日(水)

②場 所：〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

関東森林管理局 計画保全部 保全課 企画係

電話027-210-1178 メールアドレス [Kanto\\_hozen@maff.go.jp](mailto:Kanto_hozen@maff.go.jp)

③受付時間： 9時00分～12時00分及び13時00分～16時00分

④その他： 電子データを交付するので、電子データを記録することができる記録媒体(CD-R、CD-RWに限る。)を持参すること。

※個人情報保護の観点から、評価対象とする区画番号・平面図の内訳は、交付時に電子データで交付する。

なお、(2)の②の場所へ来られないものについては大容量ファイル送信システムにより対応するので別途連絡をすること。

##### (3) 入札公告、入札説明書に対する質問の受付

入札公告及び入札説明書等に対する質問がある場合は、書面(任意様式)により提出すること。

ア 提出期限：令和7年8月29日から令和7年9月13日

イ 提出場所：上記4(2)に同じ

ウ 提出方法：電子メールまたは書面の持参により提出すること。提出後、上記4

(2)の申請窓口へ提出した旨を電話で通知すること。

(4) 上記(3)の質問に対する回答は、電子メールまたは書面により回答する。また、上記(3)の質問及び回答書の写しを次のとおり閲覧に付すとともに関東森林管理局のホームページに掲載する。

ア 閲覧期間：令和7年9月13日から令和7年9月18日

イ 閲覧場所：上記(3)イに同じ

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札執行の場所

関東森林管理局 2階 小会議室

イ 入札の日時等

(ア) 電子調達システムにより参加する場合

令和7年9月17日午前9時00分から令和7年9月19日午後1時35分までに電子調達システム上で送信して入札すること。

(イ) 紙入札方式により参加する場合

令和7年9月19日午後1時30分までに入札場所へ入札書を持参し、令和7年9月19日午後1時35分までに入札すること。

郵便入札も可とするが、郵便入札を行うときは、(2)の場所に書留郵便又は配達証明郵便で、令和7年9月18日午後3時00分までに到着することとし、入札書の日付は令和7年9月19日とする。ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できないことに留意すること。

ウ 開札日時

令和7年9月19日 午後1時35分

#### 4 その他入札書及び

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除とする。

(3) 入札の無効 関東森林管理局署等競争契約入札心得による。

(4) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(6) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

- (7) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する  
場合がある。

## 5 入札説明資料

- (1) 入札説明書（契約書（案）、仕様書、入札書）

- (2) 関東森林管理局署等競争契約入札心得

下記関東森林管局ホームページ「各種約款等」を参照すること。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>

### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。